

第4回 幼児期までのこどもの育ち部会	資料4
令和5年7月10日	

「幼児期までのこどもの育ち部会」
幼児期までのこどもの育ちに係る基本的な指針(仮称)の策定
及びその実施に向けた検討論点案について

公益社団法人全国保育サービス協会
副会長 尾木まり

1. 訪問型保育の利用実態から見るこどもの生活

訪問型保育(ベビーシッター事業)は基本的には利用を希望する保護者が、利用を希望する時間、場所、内容を依頼することができる事業である。その利用実態をみると、従来からある保育や子育て支援の制度では満たすことができないニーズに対応してきたところが多い。現在の利用の実態としては、就労家庭での利用が多い。また、その多くは保育所や放課後児童クラブ等の終了後保護者が帰宅するまでの時間帯の利用であり、こどもの居宅での保育に加え、送迎、習い事への付き添い等が行われている。こういった利用は保護者に残業がある等の特別な時だけではなく、保護者の通常勤務時にも必要になっている。また、在宅で子育てをする家庭の利用ももちろんあり、産後支援や子育て初期に保護者も在宅の状態での利用や、こどもを連れて外出することに困難性を感じる保護者に同行することなども行われている。

このような訪問型保育の利用実態から、こどもの生活やこどもの育ちということを考える際に必要なこととして、下記の3点が挙げられる。

こどもが自分の家で過ごす時間を保障する

保護者が仕事のために家庭外で過ごす時間と同じ時間、こどもも家庭外で過ごすことを余儀なくされている。保護者ニーズに対応するために、保育所等での保育時間が延長され、長時間保育が広がったが、暗くなったら、こどもは自分の家で過ごすことが本来の姿であり、こどもまんなかを重視する場合は、大人の事情にこどもを合わせるのではなく、こどもにとってあるべき生活を優先することが必要である。それは子育て期にある労働者の働き方の改革により可能となる場合もあり、それを推進する一方で、長時間保育を利用するこどもが家庭外で過ごす時間を少しでも短くするために訪問型保育の活用なども有効なのではないかと考える。地域子ども・子育て支援事業の延長保育事業(訪問型)の対象として、「イ 民間保育所等における延長保育の利用児童数が1人となった場合」があげられているが、このような仕組みを活用することも推奨したい。

また、病中・病気回復期のような時期は体調も悪く、こども自身も不安な時に、家庭外の場所に移動し、慣れない場所で過ごすよりも、こどもの家で過ごせるようにすることがこどもにとっては安心である。

こどもに必要な生活時間を確保する

集団保育や集団活動でこどもが得るものも多くあるが、長時間の集団生活はこどもにどのような影響を及ぼしているだろうか。乳幼児期はもちろんのこと、学童にとっても、集団での規律を守らなければなら

ない生活は一定時間までとし、自分の慣れた場所で、自分のものを使って、好きなように過ごす時間や、心許せる人に甘えたり、甘やかされたり、くつろいだりする時間の確保や経験も同様に必要なのではないだろうか。家族や親族がその役割を果たせない時に、訪問型保育の保育者が対応している。

また、その日の体調、障害等、個々のこどものニーズに応じた個別的な対応が必要である。

保護者以外の多様な人との出会う機会を提供している

保護者だけでこどもを育てることが最善の子育ての方法ではなくて、こどもはいろいろな人と出会い、いろいろな人とかかわり、認められたりすることにより成長していく。訪問型保育の利用は、保護者以外の多様な人との出会う機会を提供している。そこで、保護者とは異なるかかわりを経験し、認められたり、励まされたりする経験もこどもの育ちを支えている。

また、保護者の「親育ち」という観点では、第三者が子育てに関わる意義は大きい。小さいこどもの世話をした経験や、こどもを育てるモデルを身近に持たずに親となった保護者にとって、保育者は自分の代わりにこどもの世話をしてくれる存在であるだけでなく、保育中のこどもの様子の報告を通じて、こどもの成長を客観的に伝えてくれる存在でもある。保護者はこどもの「できてないこと」に着目しがちであるが、保育者はこどもができていないことを伝えてくれ、それにより保護者の子育てに対する自信を回復させてくれる。また、保護者の話の聞き役になったり、情報提供や求められれば子育てのアドバイスを提供してくれる存在でもある。また、口頭でのアドバイスに限らず、実際に目の前で育児方法の模範を見せることなども保護者の「親育ち」に貢献している。

訪問型保育に限らないが、保育者によるこどもの育ちへの支援は、こどもに対して直接的に、そして、保護者への支援を通して間接的に行われている。こどもが育てば、保護者は嬉しくなり、こどもにほほえみかける、保護者が喜ぶとこどもも幸せな気持ちになる、保護者にもっといいところを見せたくなる、そういった親子関係の循環があり、それは親子だけの関係で達成されるものではなく、そこに第三者が関わっているからこそ達成される。そのような役割を、かつては祖父母等の親族や地域の身近な人が担ってきたが、核世帯が増えたことや、近隣に頼りにできる親族がいない家庭が増え、その代替を保育者や子育て支援者が果たしていると考えられる。

さらには、「虐待に発展しないようにストレスを軽減する」、「保護者の困りごとを解消する」というような予防的な視点に立ち子育て支援が展開されることが多いが、逆の視点に立ち、子育て支援を積極的に活用することが、子育てを楽しくし、子育てを豊かにする。保護者だけでこどもを育てるのではなく、いろいろな資源を活用し、いろいろな人の手を借りながら一緒に育てることで、こどもが育ち、保護者が親として育つ点に焦点化しながら、こどもをまんやかに、社会が共にこどもの育ちを支えることを具現化していく。この考えは在宅で子育てをしている家庭が一時預かり等を含むこどもの預かりサービスを利用することへの抵抗感や躊躇を払拭するものになると考えられる。また、子育てをする人がこどもの成長の喜びを実感でき、それを支える社会もこどもの誕生、成長と一緒に喜び合えることにもつながると考える。

2. 民間事業であること、公的事業であること、それぞれの利点 両方の必要性

○民間事業であることの利点

民間事業は、公的事業に結びつきにくい家庭、公的事業を利用できなかった家庭のセーフティネットになっている。公的事業に結びつかない場合には情報不足、情報が届いていないという理由と共に、事業の利用のしにくさや、利用への抵抗感もある。何らかの支援を必要としながらも、公的事業を敬遠する場合もある。断られた経験や、利用理由や自身の子育てに関して何か言われたような経験を持つ利用者は同じところを利用しようとしにくい。そのような時に見つけた民間事業が、その家庭の唯一利用できる支援となる場合もあることに加え、地域にさまざまある子育て支援に結びつきかけとなることもあるため、伴走型支援や利用者支援事業において、公的事業に関する情報提供だけでなく、民間事業についての情報提供や、質の担保された民間事業の選び方等の情報提供も是非していただきたい。

○公的事業であることの利点

従来は民間事業として実施されてきた訪問型保育の事業であるが、今では公的事業の一環として提供されるものも広がりつつある。国の居宅訪問型保育事業、企業主導型ベビーシッター利用者支援事業の他、東京都のベビーシッター利用支援事業やその他の地方自治体の事業にベビーシッター事業者が連携して行う事業もある。この利点は、利用料金への助成に加え、まずは地方自治体による審査を経て、事業者が選別されていること、つまり一定の保育の質の担保がされていることへの信頼が得られることにより、利用者が安心して利用できることにつながっている。

公民連携の必要性への理解が今後地方自治体に広がっていくことにも期待を寄せている。

3. 「幼児期までのこどもの育ちの基本的な考え方」をこどもと日常的には関わる機会がない人を含むすべての人と共有するための方策

親族等身近なところに幼いこどもがいない世帯では、こどもの成長や安全、こどもそのものへの関心が薄れている。こどもと日常にかかわる機会がないすべての人に「幼児期までのこどもの育ちの基本的な考え方」を共有するための方策としては、まずはこどもへの関心を喚起すること。そのためには、まちで育つこどもの姿がもっと見えてくる必要があると考える。

一方、子育てをする家庭も転居等の理由で、自分たちが生活するまちになじみがない人たちが増えている。こどもたちも施設内で過ごす時間が長時間化し、自由にまちを散策する時間や機会も少なくなり、自分の暮しているまちをよく知らずに成長している。

保護者だけで育てる子育てが最善の子育てではない。人と人との出会いがあって、親が育つ、こどもが育つ、まちが育つと考えられる(次ページ「まち保育のススメ」参照)。また、家族以外のさまざまな年代の人と出会い、さまざまな生き方、さまざまな価値観、さまざまな家庭の文化や習慣を知り、経験する機会も必要と考えられる。その出会いの場の一つがまちである。

こどもの生活を家庭と教育・保育施設の敷地内だけで完結させるのではなく、教育・保育施設で過ごす時間の中に、まちを知る機会や体験、まちに出かけて、まちで暮らすさまざまな人たちの交流の機会を用意することが必要と考える。

参考：三輪律江・尾木まり編著「まち保育のススメーおさんぽ・多世代交流・地域交流・防災・まちづくりー」（萌文社 2017）より

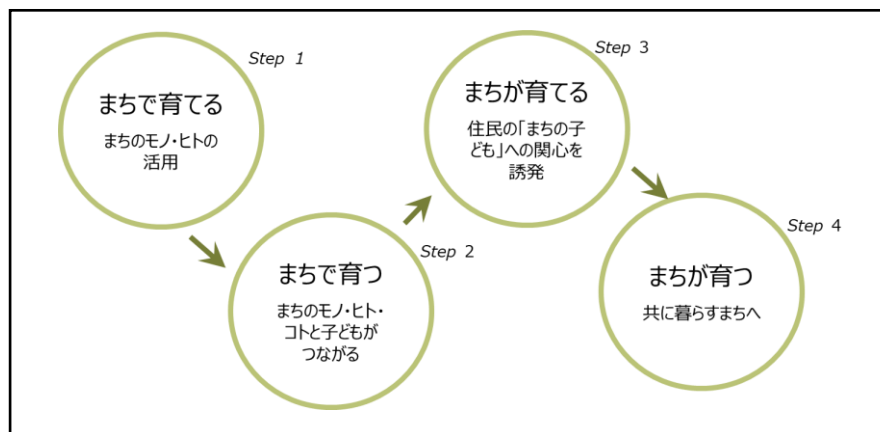
まち保育とは

「まち保育」は、子どもたちの生活をより豊かにするものです。それは保育施設や教育施設の園外活動だけを指すものではありません。

まちにあるさまざまな資源を保育に活用し、まちでの出会いをどんどんつないで関係性を広げていくこと、そして、子どもを囲い込まず、場や機会を開き、身近な地域社会と一緒にあって、まちで子どもが育っていく土壌づくりをすることを私たちは「まち保育」と呼んでいます。

子育て支援の場においても、家庭生活においても、また地域の活動においても、「子どもがまちで育つ」視点を大切にほしいと考えています。

まち保育の4つのステージ



ステップ1「まちで育てる」

まちに出かけ、まちのさまざまな資源を活用して、そして、まちにいるいろいろな人と関わりながら、「まちの子どもとして」子どもを育てる。

ステップ2「まちで育つ」

「まちで育てる」ことにより、子どもがまちのモノやヒト、コトとつながる。まちをよく知り、お気に入りの場所ができ、安心できる大人ともふれあいながら育っていく。まちで育つ子どもは、まちに、より親しみと愛着とを感じるようになる。

ステップ3「まちが育てる」

子どもの姿があちらこちらに見られるようになれば、まちの住民が子どもたちに出会う機会が増える。よく見かける「あの子」「あの子たち」が存在するようになると、まちの住民が自分の子どもや孫以外の、「まちの子ども」の成長発達や安全に関心が及ぶようになり、声かけや見守りが活発になっていくと、まちが成熟し、「まちそのものが子どもを育てる」機運が醸成される。

ステップ4「まちが育つ」

まち全体で子どもを見守っていこうとする姿勢は、自分だけでなく多様な世代の多様な暮らしを考え、大人も子どももお互いの存在を認め合いながら、共に暮らすまちへとつながる。